

変更しようとする部分を明らかに記載した変更前のガス小売供給約款

ガス小売供給約款 新旧対照表

変更前のガス小売供給約款		変更後のガス小売供給約款
<p><b>21. 支払期限</b></p> <p>(1) お客さまがお支払いただくべき料金の支払義務は、次の各号に掲げる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。</p> <p>① 検針日（16（2）①、④、⑥及び18（8）を除きます。）</p> <p>② 18（9）、(10) 又は (11) 後段の規定（(8) 後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日</p> <p>③ 18（8）前段又は (11) 前段の規定（(8) 後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、19により使用量をお知らせした日</p> <p>(2) 料金は、(3) に定める支払期限日までにお支払いただきます。</p> <p>(3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日をいい、22（2）及び35においても同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。</p> <p><b>付 則</b></p> <p><b>1. この小売約款の実施期日</b></p> <p>この小売約款は、令和元年10月1日から実施します。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>	<p><b>21. 支払期限</b></p> <p>(1) お客さまがお支払いただくべき料金の支払義務は、次の各号に掲げる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。</p> <p>① 検針日（16（2）①、④、⑥及び18（8）を除きます。）</p> <p>② 18（9）、(10) 又は (11) 後段の規定（(8) 後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日</p> <p>③ 18（8）前段又は (11) 前段の規定（(8) 後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、19により使用量をお知らせした日</p> <p>(2) 料金は、(3) に定める支払期限日までにお支払いただきます。<u>なお、35（1）①による供給停止に先立ち、供給停止予告を行うために停止予告状を2回以上発行した場合は、当社はそのお客様に対し、予告状の発行・送付にかかる再請求手数料として330円（税込）を請求できるものとします。</u></p> <p>(3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日をいい、22（2）及び35においても同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。</p> <p><b>付 則</b></p> <p><b>1. この小売約款の実施期日</b></p> <p>この小売約款は、<u>令和3年6月1日</u>から実施します。</p>

<p><b>3. この小売約款の実施に伴う切替措置</b></p> <p>当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、この小売約款の実施前のガス小売供給約款に基づき料金を算定するものとします。</p>	削除	
---	----	--